

【参考】 認知症関連義務づけ研修一覧

地域密着型サービス指定・運営基準に規定する研修

サービス区分	職種等	必要な研修	研修受講要件	備考
小規模多機能型居宅介護事業所	代表者(開設者)	認知症介護サービス事業開設者研修		基準第65条
	管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む)修了	基準第64条
	介護支援専門員	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む)修了	基準第63条
認知症対応型共同生活介護事業所 (認知症高齢者グループホーム)	代表者(開設者)	認知症介護サービス事業開設者研修		基準第92条
	管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む)修了	基準第91条
	計画作成担当者	認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む)		基準第90条
	短期利用共同生活介護を行う事業所	認知症介護実践リーダー研修	認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む)修了後、1年経過	厚生労働大臣が定める施設基準(厚生省告示第26号19口(5))
認知症対応型通所介護事業所 (認知症対応型デイサービス)	管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む)修了	基準第43条
看護小規模多機能型居宅介護事業所	代表者(開設者)	認知症介護サービス事業開設者研修*1		基準第173条
	管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修*1	認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む)修了	基準第172条
	介護支援専門員	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む)修了	基準第171条

*1 3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者で、保健師若しくは看護師である者はこの限りではない。

*2 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者(予定者)は「計画作成担当者研修」の修了と介護支援専門員の資格のいずれもが必要となるが、サテライト型に限っては介護支援専門員以外の者も可。

※事業所を新設する場合、必要な研修が全て修了していることが条件です。

◆研修受講申込窓口：市町（市町において事業所からの申し込みをとりまとめ、推薦書を添えて事務局へ送付してください。）

◆研修実施機関(事務局)：滋賀県社会福祉協議会 福祉研修センター TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910

各研修日程は随時、滋賀県社会福祉協議会 ホームページに掲載いたします。